

聖籠町告示第39号

聖籠町特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月29日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づく定期の予防接種（以下「定期予防接種」という。）の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で次条に規定する予防接種を再接種する者に対し、当該予防接種に要する費用を助成することにより、経済的負担を軽減するとともに、感染及び発病の防止を図ることを目的とする。

(助成対象予防接種)

第2条 助成の対象となる予防接種は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第2条第2項に規定するA類疾病に係るものであること。
- (2) 使用するワクチンが、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。）の規定によるものであること。
- (3) 予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の6の表の上欄に掲げる特定疾病に係る予防接種にあつてはそれぞれ同表の下欄に規定する年齢に達するまで、それ以外の予防接種にあつては20歳に達するまでの間の接種であること。

(接種対象者)

第3条 助成対象予防接種の対象者（以下「接種対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること。
- (2) 助成対象予防接種の接種日において町内に住所を有すること。
- (3) 接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、実施規則の規

定によるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める者は、接種対象者としてすることができる。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、接種対象者の保護者(親権を行う者、後見人又はその他現に接種対象者を養育している者をいう。)とする。

(助成金額)

第5条 助成金の額は、助成対象者が助成対象予防接種について医療機関に支払った額とし、本町における助成対象予防接種と同一の種類の定期予防接種の委託料の額として町長が別に定める額を上限とする。

(助成対象認定申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、聖籠町特別の理由による任意予防接種費用助成対象認定申請書(様式第1号)を接種対象者が当該予防接種を受ける前に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できない旨の医師の理由書(様式第2号)

(2) 母子健康手帳(骨髄移植手術その他の理由が生じる以前の定期予防接種の履歴が確認できるもの)又は当該履歴が確認できるものの写し

(認定書等の交付)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、認定の決定を行ったときは、聖籠町特別の理由による任意予防接種費用助成対象認定通知書(様式第3号。以下「認定書」という。)により、不認定の決定を行ったときは、聖籠町特別の理由による任意予防接種費用助成対象不認定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実施方法)

第8条 認定書の交付を受けた助成対象者は、医療機関等(国内に所在するものに限る。)において接種対象者に助成対象予防接種を再接種させ、その接種費用の実費を、当該医療機関に支払うものとする。

(助成金の申請)

第9条 前条の規定により助成対象予防接種を再接種させた保護者は、予防接種の最終接種日から6月以内に、聖籠町特別の理由による任意予防接種費用助成金交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

- (1) 予防接種実施医療機関の領収書(接種対象者の氏名、接種日、ワクチン名、料金、医療機関名が記載されたもの)
- (2) 予防接種予診票(接種時に使用し、接種医及び保護者の署名等必要事項が記載されているもの)又は当該履歴が確認できるものの写し

(助成金の交付)

第10条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは聖籠町特別の理由による任意予防接種費用助成金等支給決定通知書(様式第6号)により助成対象者に通知し、速やかに助成金を交付するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に行う予防接種から適用する。